

広島市告示（東区）第18号

令和8年3月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区 72号線	東区中山西二丁目 甲136番地2 地先から 東区中山中町 738番地2 地先まで	令和8年3月23日